

熊本市 NPO法人指定の手引き



令和7年（2025年）6月 第4改訂

令和4年度の法改正、及び令和6年度の条例改正等により

令和4年（2022年）7月 第3改訂

令和2年度の法改正、及び令和3年度の条例改正等により

令和元年（2019年）7月 第2改訂

JIS法の改正に伴い、様式記載の変更

平成30年 6月 第1改訂

平成28年度の法改正、及び平成29年度の地方税法改正等により

平成27年 4月 作成

熊本市 文化市民局 市民生活部 地域政策課

目 次

1	制度の背景・概要	2
2	NPO法人制度	2
3	指定を受けるメリット	3
4	指定の基準	3
5	実績判定期間	7
6	指定の手続きの流れ	8
7	指定の更新	9
8	指定後の手続	9
9	申出書類一覧表	11
10	申出書様式	12
11	第1号添付書類様式	14
12	寄附者名簿	47
13	無償従事者名簿	49

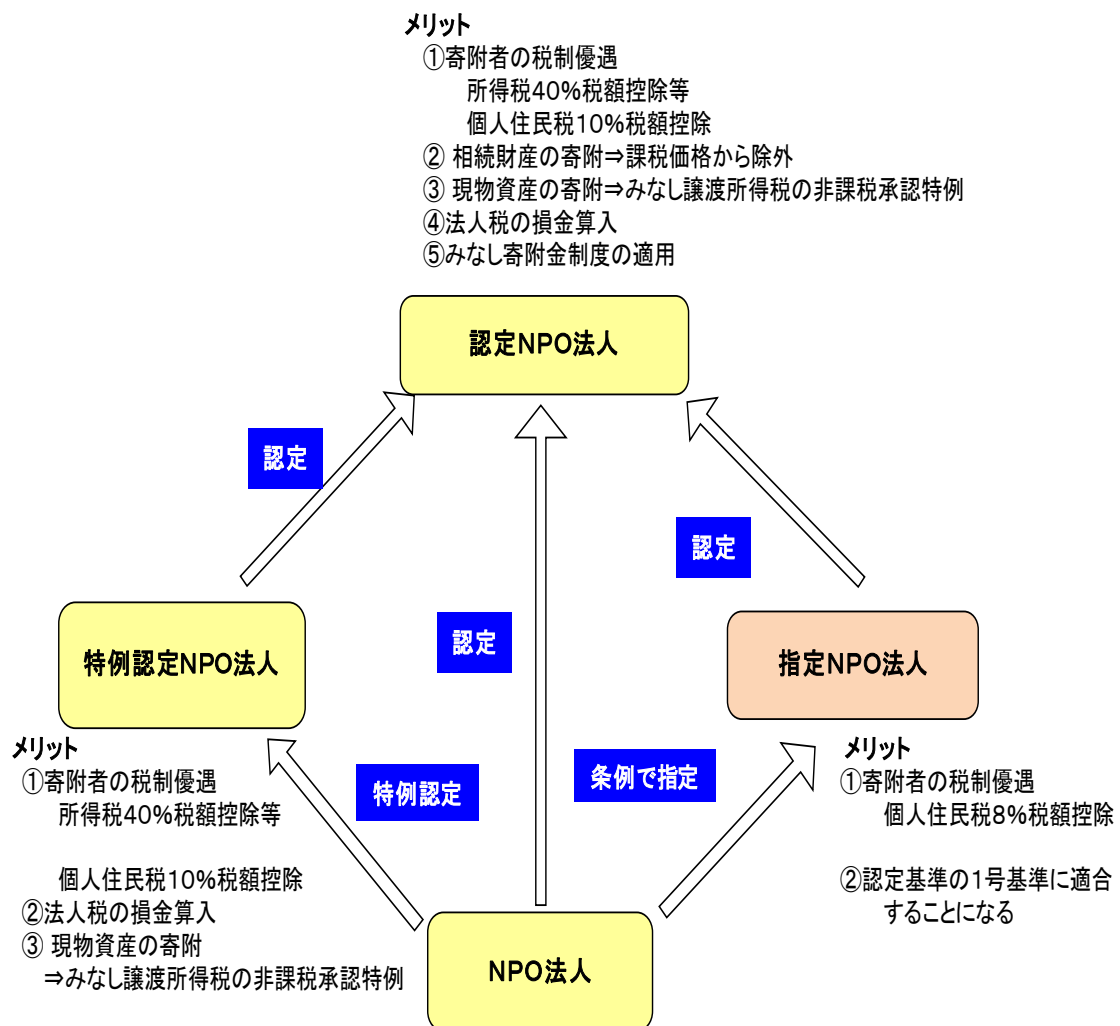
1 制度の背景・概要

平成23年の地方税法等の改正に伴い、地方自治体（都道府県又は市区町村）が設定した基準に適合し、その条例で指定されたNPO法人への寄附金については、寄附した個人の住民税の寄附金税額控除の対象となる制度（条例個別指定制度）が新設されました。

熊本市では、地域や社会の課題解決の担い手であるNPO法人が寄附を受けやすくなる環境を整備し、NPO法人の活動のより一層の充実を支援するため、この制度を導入し、平成27年4月より運用を開始しています。

2 NPO法人制度

(1)NPO の関連イメージ



(2) 認定NPO法人とは・・・

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものであるとして、所轄庁（熊本市）の認定を受けたNPO法人をいいます。認定NPO法人になると、指定NPO法人よりもさらに多くの税制の優遇があります。

3 指定を受けるメリット

- ・指定したNPO法人へ寄附をされると、控除対象寄附金額の8%が税額控除の対象になります。
※H29年度税制改正により、平成30年度個人住民税分から、控除割合が6%から8%に変更されました。
- ・認定NPO法人に認定されるための基準の1つ（1号基準）を満たすことになります。

【参考：税制上の優遇措置の概要】

指定 NPO 法人		○個人市民税 8%の税額控除 (例) 10,000 円寄附した場合 <u>最大 640 円</u> ((10,000 円-2,000 円) ×8%)
認定 N P O 法 人	寄附者 (個人)	○個人住民税（県民税、市民税あわせて10%の税額控除） ○所得税（所得控除又は40%の税額控除） (例) 10,000 円寄附した場合 <u>最大 4,000 円</u> ((10,000 円-2,000 円) ×50%) ○相続財産等の寄附⇒課税価格から除外 ○現物資産の寄附⇒みなし譲渡所得税の非課税承認特例
	寄附者 (法人)	○特別損金算入の適用
	法人自身	○みなし寄附金制度の適用

4 指定の基準

熊本市の指定を受けるためには、以下の（１）～（９）の基準を満たす必要があります。また、（３）～（８）は国の認定基準に準じています。

（１）熊本市認証法人であること。

熊本市認証法人とは、所轄庁が熊本市長であるNPO法人（熊本市内にのみ事務所を有するNPO法人）をいいます。

(2) 次のア～ウのいずれにも該当すること。

ア 特定非営利活動に係る事業が、市民の福祉の増進に寄与するものとして次の①～③のいずれかに該当すること。

① 不特定かつ多数の市民の利益に資するものであること

活動の対象が「市民」である場合の様に、直接市民に利益をもたらすものから、活動の対象が「市民」ではない「市外・国外」の活動であっても、熊本市や熊本市民の評価を高めるような、間接的に利益をもたらす活動も含むこととする。

② 活動内容が市の計画・施策の方向性に沿うものであること

法人の活動が、熊本市の市政やまちづくりの効果を高める、あるいは不足を補う事が期待できるものである。

③ 法人の活動が熊本市の地域課題の解決に取り組むものであること

熊本市内の校区自治協議会など地域団体等の要望を受けての活動である。

イ 当該特定非営利活動法人以外の者からの支持を示す実績として次の①～③のいずれかに該当すること。

① 年間3,000円以上の寄附者（※1）が年平均20人以上であること

※1 法人役員及び役員と生計を一にする者を除き、氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者を対象とします。

② ボランティア（※2）で法人の特定非営利活動に協力した実人数が年平均10人以上であること。

※2 報酬その他の対価（食費、交通費等の実費に相当する額を除く）を受けずに実際に従事した者としてします。ただし、法人役員及び役員と生計を一にする者は除きます。

③ 国又は地方公共団体等、民間企業、地縁による団体等からの支持を受け、又は連携により実施した事業実績が年平均1回以上あること（ただし、公益の増進に資するものに限る。）

- ウ 不特定かつ多数の者に次の①から③のいずれかの方法により、事業活動（※1）を公開（※2）していること。ただし、所轄庁による事業報告書等の公表は除く。

※1 事業等の告知や事業活動の報告など

※2 社員その他構成員や会員以外の市民へも広く公表していること。

- ① インターネットの利用によるもの
- ② 公共施設等への書面の設置によるもの
- ③ 前2号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者への公開の方法として市長が認めるもの

（3）運営組織及び経理に関し、次のア～エのいずれにも適合していること

- ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。
 - ① 役員及びその親族等
 - ② 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- イ 各社員の表決権が平等であること。
- ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿記録の保存について青色申告法人に準じて行われていること。
- エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

（4）事業活動に関し、次のア～エのいずれにも適合していること

- ア 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ① 宗教活動
 - ② 政治活動
 - ③ 特定の公職の候補者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動
- イ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に対し特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記アの活動を行う者又は特定の公職者等に寄附を行っていないこと。
- ウ 実績判定期間における事業費総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の占める割合が80%以上であること
- エ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち、特定非営利活動に係る事業に充てた額が70%以上であること。

- (5) 次のア、イの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、事務所で閲覧させること

ア 事業報告書等

- イ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類
④ 条例第4条3号から第5号まで(第3号イに係る部分を除く。)及び第7号に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由に該当しない旨を説明する書類
⑤ 助成金の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

※アについては、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(令和3年改正条例第10条、規則第24条)

※社員その他の利害関係人から請求があった場合に法人が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」については令和3年の条例改正に含まれていません。引き続き閲覧の対象ですのでご注意ください。

- (6) 事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

- (7) 法令等の違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

- (8) 設立の日から1年を超える期間が経過していること

- (9) 実績判定期間において、(2)ア・ウ、(3)及び(4)ア・イ、(5)～(7)に適合していること。(ただし、指定NPO法人でない期間については(5)イを除く。)

- (10) 次のア～カ(欠格事由)に該当しないこと

ア 役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

- ① 指定を取り消された法人において、その取消しの原因の事実があった日以前1年以内に当該法人の業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
③ NPO法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は熊本市暴力団排除条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

い者

- ④ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 刑法又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

ウ 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

オ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

カ 次のいずれかに該当するもの

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

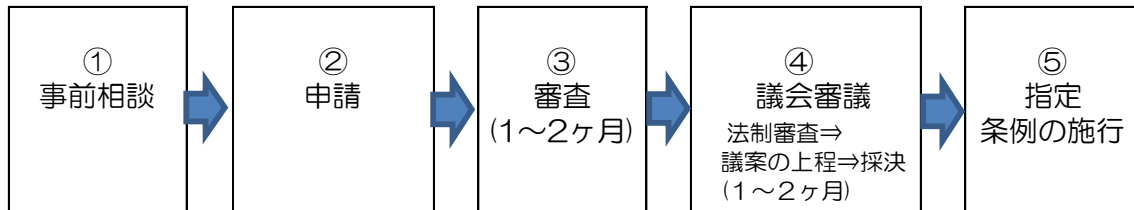
5 実績判定期間

実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

⇒ 初回は2年、2回目以降は5年の実績判定期間

6 指定の手続きの流れ

【手続きの流れ】



* 指定の相談から実際の申請に至るまでに時間を要しますので、お早めにご相談ください。

(1) 事前相談

制度の内容や書類についてのご説明、指定に関する個別のご相談をお受けいたします。相談は熊本市市民活動支援センター・あいぽーとでお受けしております。事前予約制としておりますので、あいぽーとまでお電話ください。

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所：熊本市中央区大江 5-1-1

熊本市総合保健福祉センターウェルパルくまもと 1 階

電話：096-366-0168

相談時間：午前 10 時～午後 7 時(毎月第 2 木曜日、年末年始は休館日)

(2) 申出

申請書及びチェック表等の添付書類を熊本市に提出します。

⇒P 11～参照

(3) 審査

提出書類に不備がないか、基準に適合しているか、書面での確認・審査を行い、必要に応じて書類の追加提出や修正を求めます。

また、書面だけでなく、申請された法人の事務所などでの実態確認等による審査を行います。

(4) 議会審議

指定が適当と認められる場合は、申出のあった法人を熊本市指定 NPO 法人として指定する条例案を定例市議会に提案し、審議いただきます。

(5) 指定

市議会で条例案が可決され、施行されると、その日から指定の効力を生じます。

なお、指定されたとき又は指定されなかったときは、その旨書面にて通知します。

7 指定の更新

指定を受けた日の翌月の初日から起算して5年を経過する日(期間満了日といいます。)以後引き続き指定を受けたい場合は、更新の申出が必要です。期間満了日の9月前から6月前までに更新の申出書等をあいぽーとにご提出ください。

なお、更新時にも初回の申出時と同様の審査期間を要しますので、お早めの書類の作成及び提出を行ってください。

8 指定後の手続

(1) 役員報酬規程等の提出

毎事業年度初めの3ヵ月以内に、役員報酬や職員給与の支給に関する規程や前事業年度の収益の明細に関する書類等を市に提出しなければなりません。

(2) 役員報酬規程等の備置き、情報の公開等

指定NPO法人は、(1)で市に提出した書類や指定の申出書に添付した書類等を法人の事務所に備え置くとともに、閲覧や謄写の請求があったときは、事務所において閲覧又は謄写させなければなりません。

(3) 寄附金について

寄附した個人が個人市民税の税額控除を受けるためには、熊本市の税務担当窓口申告する必要があります。

申告には、寄附金を受け入れた際に寄附者に交付する「寄附金受領証明書(領収書)」の添付が必要となります。

「寄附金受領証明書(領収書)」には、寄附者の住所及び氏名や受領金額、受領年月日、受領者である法人の名称及び主たる事務所の所在地等の記載が必要です。

また、寄附者の氏名及び住所、寄附金額、受領年月日等を記載した「寄附者名簿」を事業年度ごとに作成し、保存しておく必要があります。

(4) 認定NPO法人の申請について

法人が認定NPO法人の申請を行う場合は、申請日の前日において、指定特定非営利活動法人として条例で定められており、かつ、当該条例による指定の効力が生じていなければなりません。

申出書類一覧表(新規申出)

1 申出書類

(◎：必ず提出する書類、○：いずれかを提出する書類、△：必要な場合に提出する書類)

	書類の名称			提出部数	区分	必要な場合	参照頁
1	指定特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書			1部	◎		
2	実績判定期間区分表及び指定要件チェック表(第1表)			2部	◎		
3	指定要件チェック表	(第2表) * ア～ウのいずれかを提出すること	ア	2部	○	条例第4条第2号の基準について規則第5条1号の要件で指定の申出をする場合	
4			イ	2部		条例第4条第2号の基準について規則第5条2号の要件で指定の申出をする場合	
5			ウ	2部		条例第4条第2号の基準について規則第5条3号の要件で指定の申出をする場合	
6		(第3表)	(第3表)	2部	◎		
7			付表1	2部	◎		
8			付表2	2部	△	条例第4条第3号の基準について、「帳簿書類の保存等について青色申告法人に準じて行われていること」を選択した場合	
9		(第4表)	(第4表)	2部	◎		
10			付表1	2部	◎		
11			付表2	2部	◎		
12		(第5表)		2部	◎		
13		(第6～8表)		2部	◎		
14	欠格事由チェック表			2部	◎		
15	寄附者名簿			1部	△	条例第4条第2号の基準について規則第5条1号の要件で指定の申出をする場合	
16	無償従事者名簿			1部	△	条例第4条第2号の基準について規則第5条2号の要件で指定の申出をする場合	
17	寄附金充当予定事業一覧			2部	◎		

2 添付書類

	書類の名称	備考
1	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	1ヶ月以内に交付されたもの ※事前相談後にお取りください
2	国税、熊本県税、熊本市税の滞納処分に係る納税証明書(過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明)	
3	指定基準等チェック表(第2表ア～ウ)について、基準に適合している旨を説明する書類	申出時に提出する指定基準等チェック表(第2表ア～第2表ウ)のいずれかの内容を説明する書類

なお、基準などにより、上記以外にその他書類の確認等が必要な場合があります。

例：会報誌、議事録、計算書類の内訳が確認できるもの、事業に係るパンフレット、写真、契約書等の写し、受益者募集要項など活動の受益対象者や人数が分かるもの、活動場所が分かる書類など

指定特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書

年 月 日 熊本市長（宛）	主たる事務所の 所在地	〒 電 話（ ） — F A X（ ） —
	（フリガナ）	
	法人名	
	（フリガナ）	
	代表者の氏名	
	設立年月日	年 月 日
	実績判定期間	月 日から 月 日まで
	事業年度	月 日から 月 日まで
	過去の指定の有無 及びその年月日	有 ・ 無 年 月 日
熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第 2 条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、申し出ます。		
現に行っている事業の概要		
主たる事務所以外の事務所の所在地 〒 電話（ ） — F A X（ ） —		
備考		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

実績判定期間区分表

(1) 指定基準等チェック表における「実績判定期間内の各事業年度」の期間の区分は以下のとおりとする。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※実績判定期間中に1年超の事業年度がある場合は、(1)に加えて(2)にご記入ください。

(2) 指定基準等チェック表(第2表イ)における「実績判定期間内の日を含む各事業年度」の期間の区分は以下のとおりとする。

実績判定期間内の日を含む各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

【(2)記載例】 設立日：令和2年2月20日

設立当初の事業年度：令和2年2月20日～令和3年3月31日

実績判定期間：令和2年2月20日～令和4年3月31日

実績判定期間内の日を含む各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自	令和2年2月20日	令和3年2月20日	令和3年4月1日	一年一月一日	一年一月一日
	至	令和3年2月19日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	一年一月一日	一年一月一日

「実績判定期間区分表」記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	㉑～㉕欄に、当該事業年度の期間を年度の古いものから順番に記載してください。	
「実績判定期間内の日を含む各事業年度」欄	㉑～㉕欄に、当該事業年度の期間を年度の古いものから順番に記載してください。	実績判定期間中に1年を超える事業年度がある場合、その事業年度を初日から1年ごとに区分し、最後の1年未満の期間をそれぞれ1事業年度と数えます。

指定基準等チェック表（第１表）（条例第４条第１号に適合する旨を説明する書類）

法 人 名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
熊本市認証法人であること。			チェック欄
設立・定款変更 認証年月日			
年 月 日			

「指定基準等チェック表」（第１表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「設立・定款変更認証年月日」欄	「熊本市認証法人」とは所轄庁が熊本市長の特 定非営利活動法人のことです。 熊本市で設立認証を受けた場合には「設立」に、 定款変更の認証により熊本市認証法人となった場 合には「定款変更」を「○」で囲みます。	認証年月日は、熊本市が発 行した認証書の日付を記載し てください。

指定基準等チェック表（第2表ア）（条例第4条第2号アに適合する旨を説明する書類）

ア 特定非営利活動に係る事業が、市民の福祉の増進に寄与するものとして次の①～③のいずれかに該当すること。				チェック欄
① 不特定かつ多数の市民の利益に資するものであること。				
実績判定 期間内の 各事業年度	具体的な事業内容（A）	受益対象者の 範囲	実施場所	Aの事業費額 （円）
	該当する定款の事業名			
①a				
①b				
①c				
①d				
①e				
申請時				

② 事業活動の内容が本市の計画又は施策の方向性に沿うものであること

法人の活動が、熊本市の市政やまちづくりの効果を高める、あるいは不足を補う事が期待できるものであること。

実績判定 期間内の 各事業年 度	具体的な事業内容 (A)	Aの事業費額 (円)	本市の計画・施策 (計画名・施策名)	方向性に沿っている内 容・理由
	該当する定款の事業名			
㉑				
㉒				
㉓				
㉔				
㉕				
申請時				

③ 事業活動の内容が本市における地域課題の解決に取り組むものであること。

熊本市内の校区自治協議会など地域団体等の要望を受けての活動であること。

実績判定 期間内の 各事業年度	要望のあった 地域団体等	①の解決のための 具体的な取り組み（A）	Aの事業費額 （円）
	地域課題（①）	該当する定款の事業名	
㉑			
㉒			
㉓			
㉔			
㉕			
申請時			

1 記載要領（指定基準等チェック表（第2表ア））

- ・ 特定非営利活動に係る事業について、次の①～③のいずれか該当する項目に記載してください。
- ・ 実績判定期間における事業活動のうち次に記載される①～③の活動に占める割合の目安は1/2以上です。

	項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
① 不特定かつ多数の市民の利益に資するものであること。	「具体的な事業・該当する定款の事業名（A）」欄	具体的な事業内容と、その事業が定款に記載されているどの事業に該当するのかわかるように記載してください。	
	「受益対象者の範囲」欄	事業によって利益を受ける方の範囲を記載してください。 例;熊本市民	
	「実施場所」欄	事業を実施した場所を記載します。	
	「Aの事業費額(円)」欄	Aの活動計算書上の事業費額の合計額を記載します。	
② その事業活動の内容が本市の計画又は施策の方向性に沿うものであること。	「具体的な事業内容・該当する定款上の事業名（A）」欄	具体的な活動内容と、その事業が定款に記載されているどの事業に該当するのかわかるように記載してください。	
	「Aの事業費額(円)」欄	Aの活動計算書上の事業費額の合計額を記載します。	
	「本市の計画・施策」欄	計画・施策とは、本市が策定した基本計画、実施計画又はそれに準じる計画、施策などのことをいいます。	申請時点で進行中の計画・施策を記載してください。
	「方向性に沿っている内容・理由」欄	「福祉政策」等の抽象的な内容ではなく、具体的な計画、施策名と資料のページ数等を合わせて記載するなど、計画・施策のどの部分が該当するかを明確に分かるように記載してください。また、計画・施策の該当する部分を資料として添付してください。	「本市の計画・施策に沿っている」とは、法人の活動が本市の施策の効果を高めたり、又は不足を補うことが期待できるものであるなど、行政と法人との間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があることをいいます。

③ その事業活動の内容が本市における地域課題の解決に取り組むものであること。	「要望のあった地域団体等」欄	要望のあった地域団体名を記載してください。	地域団体等とは熊本市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体等をいいます。 例：校区自治協議会、自治会等
	「地域課題（①）」欄	地域の課題を記載してください。	地域課題とは、地縁に基づいて形成された団体等の内部で共通の認識としてある課題をいいます。
	「①の解決のための具体的な取り組み（A）・該当する定款の事業名」	地域課題の解決のための具体的な取り組みと、該当する法人の定款の事業名を記載してください。 また、その取り組みがどのように地域課題の解決に対応しているのかを分かるように記載してください。	地域団体等の要望を受けたことを証明する書類(要望書等)を添付してください。
	「Aの事業費額(円)」欄	Aの活動計算書上の事業費額の合計額を記載します。	

2 確認書類

- ・ 事業報告書、活動計算書(実績判定期間中の各事業年度分)
- ・ 事業計画書(申出のあった日の属する事業年度分)
- ・ 法人の活動の具体的な内容が分かるもの
例：ホームページの写し、機関紙、会報誌、活動に係るチラシ等
- ・ 受益者の募集要項等
例：イベントの参加者の募集方法や告知対象、参加資格が分かるものなど
- ・ 行政の計画・施策及び法人の事業と方向性が合致することを説明する事業
- ・ 地域団体等の要望を受けて活動したことを客観的に確認できる資料

指定基準等チェック表（第2表イ）（条例第4条第2号イに適合する旨を説明する書類）

イ 当該特定非営利活動法人以外の者からの支持を示す実績が次の①～③のいずれかに適合するものであること	チェック欄

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附金の総額が、3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均20人以上であること。

実績判定期間内の 日を含む 各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合 計 (a+b+c+d+e)	
年3,000円以上の 寄附者の数	人	人	人	人	人	A	
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	

$$\frac{\text{実績判定期間の 3,000 円以上の寄附者の数 } \boxed{A} \times 12}{\text{実績判定期間の月数 } \boxed{B}} = \boxed{} \geq 20\text{人}$$

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

- ② 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、特定非営利活動に報酬その他の対価を受けないで従事した個人（ボランティア）の実人数が年平均10人以上であること。

実績判定期間内 の日を含む 各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合 計 (a+b+c+d+e)	
ボランティアの数	人	人	人	人	人	A	
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	

$$\frac{\text{実績判定期間のボランティアの数 } \boxed{A} \times 12}{\text{実績判定期間の月数 } \boxed{B}} = \boxed{} \geq 10\text{人}$$

【留意事項】

- その活動に概ね半日以上従事し、氏名及びその住所が明らかな方のみボランティアとして数えてください。
- 同一事業年度において、同一の個人が複数回従事した場合は1人として数えてください。
- ボランティアには、貴法人の役員及びその役員と生計を一にする者を除きます。
- 報酬その他の対価には食費、交通費等の実費に相当する額は含みません。

第2表イ（次葉）

- ③ 実績判定期間における各事業年度において、国又は地方公共団体等、民間企業、地縁による団体等からの支持を受け、又は支持団体との連携により実施した事業であって公益の増進に資するもの（当該事業が支持団体の営利を主たる目的とするものを除く。）と市長が認めるものの数が年平均1回以上あること

各事業 年度	事業の相手方の名称	事業の種類	事業の内容
㉑	〔名称〕 〔事業の基準日〕		〔内容〕
㉒	〔名称〕 〔事業の基準日〕		〔内容〕
㉓	〔名称〕 〔事業の基準日〕		〔内容〕
㉔	〔名称〕 〔事業の基準日〕		〔内容〕
㉕	〔名称〕 〔事業の基準日〕		〔内容〕

※ 実績判定期間内において、支持を受けている実績がない事業年度がある場合は、下欄により、年平均1回以上の支持を受けている実績があるかどうか判定してください。

判定の対象となる各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合 計 (a+b+c+d+e)	
支持の実績	回	回	回	回	回	A	回
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間中に支持を受けた実績 } A \times 12}{\text{実績判定期間の月数 } B} = \boxed{} \geq 1 \text{ 回}$$

1 記載要領(指定基準等チェック表(第2表イ))

- ・当該特定非営利活動法人以外からの支持について、次の①～③のいずれか適合する項目に記載してください。
- ・実績判定期間中に1年を超える事業年度がある場合は、その初日から1年ごとに区分した期間と、最後の1年未満の期間をそれぞれ1事業年度ずつとして、寄附者のカウントを行ってください。

	項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
① 年間3,000円以上の寄附者の数が 年平均20人以上	「年 3,000 円以上の寄附者の数」欄	実績判定期間内の各事業年度における寄附金額の合計額が 3,000 円以上の寄附者の数を、「㉔」から「㉖」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	民間団体からの助成金のうち、対価性がなく寄附金該当性が認められるものについては、寄附金(寄附者の1人)として取り扱うことができますが、国等(国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関)からの補助金については、寄附金に含めることはできません。 寄附者が休眠預金等交付金関係助成金を提供している場合、当該寄附者については、判定基準額は【3,000 円+休眠預金等交付金関係助成金の額】となります。
	② 「ボランティアの数」欄	実績判定期間内の各事業年度におけるボランティアの数を、「㉔」から「㉖」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
	③ 「事業の相手方の名称」欄	実績判定期間内の各事業年度における助成、表彰、共催、委託、指定管理を受けた主体の正式名称を記載します。事業のカウントの基準は次頁をご参照ください。	支持数のカウントの仕方は事業の基準日の属する年度で数えます。 ただし、基準日から起算して12月を超える場合の支持数のカウントは12月を1として数えます。
③ 支持団体からの支持、又は連携して実施した事業が年平均1回以上	事業の種類	助成、表彰、共催、委託、指定管理のいずれかを記載します。	詳細は次頁をご参照ください。
	事業の内容	事業の具体的な内容を記載します。	事業の実施に至った経緯等、支持を受けたことが分かるようにご記載ください。

2 確認書類

① 寄附に関すること

年 3,000 円以上の寄附者数を客観的に確認できる書類

② ボランティアの数が客観的に確認できる書類(無償従事者名簿)

③ ②の活動内容、従事時間、活動中の写真等、実際にボランティアに従事したことが確認できる書類

■「支持団体からの支持、又は支持団体との連携により実施した事業であって公益の増進に資すると市長が認めるもの」の説明

区分		区分及び事業の基準日の説明	確認書類
国等（※１）からの支持	助成	助成による事業実績 【事業の基準日】 助成交付決定日 【対象となる年度】 助成交付決定日の属する年度	交付決定通知書(写) 確定通知書(写)等
	表彰	表彰の実績 【事業の基準日】 表彰を受けた日 【対象となる年度】 表彰を受けた日の属する年度	表彰決定の写、表彰状(写)、新聞記事等
	共催	国等と共催によって実施した事業実績、又は国等が組織する実行委員会・協議会の一員として実施した事業実績 【事業の基準日】 協定書等の履行開始日 【対象となる年度】 協定書等の履行開始日の属する年度(ただし、履行開始日から起算して12月を越える場合は、12月を1として数える)	共催であることがわかる書類、承認決定通知書、協定書等
	委託	業務委託、協働委託の実績 【事業の基準日】 契約書等の履行開始日 【対象となる年度】 契約書等の履行開始日の属する年度(ただし、履行開始日から起算して12月を越える場合は、12月を1として数える)	契約書、協定書等
	指定管理	指定管理による事業実績 【事業の基準日】 協定書等の履行開始日 【対象となる年度】 協定書等の履行開始日の属する年度(ただし、履行開始日から起算して12月を越える場合は、12月を1として数える)	協定書等
民間企業、地縁による団体等（※２）による支持	助成	公益の増進に資することを目的として実施された助成事業の実績 【事業の基準日】 助成交付決定日 【対象となる年度】 助成交付決定日の属する年度	交付決定通知書(写) 確定通知書(写)等
	表彰	公益の増進に資することを目的として実施された表彰の実績 【事業の基準日】 表彰を受けた日 【対象となる年度】 表彰を受けた日の属する年度	表彰決定の写、表彰状(写)、新聞記事等
	共催	事業が公益の増進に資することを目的としたもので、かつその事業の実施に関し主体的に関わったもの、又は実行委員会・協議会の一員として実施した事業実績 【事業の基準日】 協定書等の履行開始日 【対象となる年度】 協定書等の履行開始日の属する年度(ただし、履行開始日から起算して12月を越える場合は、12月を1として数える)	共催であることがわかる書類、承認決定通知書、協定書等
	委託	事業が公益の増進に資することを目的としたもので、その実施に関し民間企業や地縁による団体等と協働で取り組んだ協働委託の実績。(単なる請負業務は含みません。) ※協働委託とは、単なる請負ではなく、異なる主体がお互いの特性を生かして協力し、課題解決に取り組むものをいいます。 【事業の基準日】 契約書等の履行開始日 【対象となる年度】 契約書等の履行開始日の属する年度(ただし、履行開始日から起算して12月を越える場合は、12月を1として数える)	契約書、協定書等

※１ 国等： 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国が加盟している国際機関

※２ 民間企業、地縁による団体： 企業、公益法人、任意団体及び校区自治協議会等の地域団体

指定基準等チェック表（第2表ウ）（条例第4条第2号ウに適合する旨を説明する書類）

ウ 次の①～③のいずれかの方法により、不特定かつ多数の者に事業活動を公開していること。						チェック欄
実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
①インターネットの利用によるもの	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
公開した情報						
実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
②公共施設等への書面の設置によるもの	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
公開した情報						
実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
③その他の方法（具体的な方法：）	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
公開した情報						
「公共施設等」とは、本市施設、行政機関などの公共施設並びに病院や金融機関等の不特定多数の方が集まる場所とします。						

「指定基準等チェック表」（第2表ウ）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「①～③」欄	①～③のいずれか該当するものに記載します。	
「公開した情報」	法人の事業等の告知や報告など公開している情報を具体的に記載してください。	所轄庁による事業報告書等の公開はこれに含みません。

指定基準等チェック表（第3表）（条例第4条第3号に適合する旨を説明する書類）

チェック欄

(3) その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。

(7) 役員及びその親族等

(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

ア

項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分	①	②	③	④	⑤
①	人	人	%	人	%
②	人	人	%	人	%
③	人	人	%	人	%
④	人	人	%	人	%
⑤	人	人	%	人	%
申出日の属する事業年度	人	人	%	人	%

（備考）各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	は い	は い	は い	は い	は い	は い
	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ

第3表（次葉）

ウ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ

（備考） 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

「指定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
アの各欄	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
イの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ウの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
エの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	

役員の状況

	㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	申 出 時
役 員 数	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人

[illegible]

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

 - 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

指定基準等チェック表（第4表）（条例第4条第4号に適合する旨を説明する書類）

(4) 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること。

チェック欄

ア 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

イ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

ア

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出日の属する事業年度
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出日の属する事業年度
役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡とその他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びアの活動を行う者又は特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表）付表2」を記載し添付してください。

ウ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

㊤ 「ウ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

エ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ウ、エについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

「指定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目		記 載 要 領	注 意 事 項
ア及びイの各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。
ウ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
エ	「受入寄附金総額①」欄	活動計算書の収益の部の寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	

注意事項

- ・ウについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・エについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にそれぞれ算入できます。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^{（注1）}（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給（イを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

（注意事項）

・指定の有効期間の更新の申請に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません

役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表）付表2

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（1）資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（2）資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

第4表付表2（次葉）

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	そ の 他 の 取 引 条 件 等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

指定基準等チェック表（第5表）（条例第4条第5号に適合する旨を説明する書類）

		チェック欄						
(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを主たる事務所及びその他の事務所において閲覧させること ア 条例第4条第5号アに規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） イ 条例第4条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 カ 助成の実績を記載した書類								
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <th>する</th> <th>しない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	同 意		する	しない		
同 意								
する	しない							
1	(1) 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） (2) 役員名簿 (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し） ※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの							
2	(1) 条例第4条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類							
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程							
5	次の事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 (4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日							
6	助成金の支給を行った場合に事後に熊本市長に提出した書類の書類の写し							
（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。								

「指定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
「5」欄		(3)、(4)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 c 上記a又はbに掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

指定基準等チェック表（第6表）（条例第4条第6号）

(6) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。	チェック欄										
各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無 <table border="1" data-bbox="215 492 1396 638"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 492 454 537">㉑</th> <th data-bbox="454 492 694 537">㉒</th> <th data-bbox="694 492 933 537">㉓</th> <th data-bbox="933 492 1173 537">㉔</th> <th data-bbox="1173 492 1396 537">㉕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 537 454 638">有 ・ 無</td> <td data-bbox="454 537 694 638">有 ・ 無</td> <td data-bbox="694 537 933 638">有 ・ 無</td> <td data-bbox="933 537 1173 638">有 ・ 無</td> <td data-bbox="1173 537 1396 638">有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table>		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕							
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無							

指定基準等チェック表（第7表）（条例第4条第7号）

(7) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。	チェック欄												
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 <table border="1" data-bbox="215 1209 1396 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 1209 406 1276">㉑</th> <th data-bbox="406 1209 606 1276">㉒</th> <th data-bbox="606 1209 805 1276">㉓</th> <th data-bbox="805 1209 1005 1276">㉔</th> <th data-bbox="1005 1209 1204 1276">㉕</th> <th data-bbox="1204 1209 1396 1276">申出日の属する事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 1276 406 1377">有 ・ 無</td> <td data-bbox="406 1276 606 1377">有 ・ 無</td> <td data-bbox="606 1276 805 1377">有 ・ 無</td> <td data-bbox="805 1276 1005 1377">有 ・ 無</td> <td data-bbox="1005 1276 1204 1377">有 ・ 無</td> <td data-bbox="1204 1276 1396 1377">有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table>		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出日の属する事業年度	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出日の属する事業年度								
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無								

指定基準等チェック表（第8表）（条例第4条第8号）

(8) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	チェック欄				
<table border="1" data-bbox="215 1724 1396 1792"> <tr> <td data-bbox="215 1724 422 1792">事業年度</td> <td data-bbox="422 1724 821 1792">月 日 ～ 月 日</td> <td data-bbox="821 1724 1045 1792">設立年月日</td> <td data-bbox="1045 1724 1396 1792">年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ～ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ～ 月 日	設立年月日	年 月 日		

「指定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

次のいずれかの欠格事由に該当していないこと

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	熊本市指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない者の有無	有・無
(2)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
(3)	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは熊本市暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等(注意事項1)若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
(4)	暴力団の構成員等(注意事項2)の有無	有・無

2	指定を取り消され、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	------------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定又は指定の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに県知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。(注意事項3)	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	本事項の調査のため、同意書(別紙1)を御提出ください。	

6	次のいずれかに該当するもの	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの	はい・いいえ
添付書類	1(4)、6イ及びロに定めるものに該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾する旨の照会承諾書(別紙2)を御提出ください。	

上記欠格事由 1 から 6 のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、県知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所においても納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(表)

国税に係る重加算税及び地方税に係る重加算金賦課実績有無調査承諾書

熊本市長 宛

年 月 日

所在地

法人名称

代表者

熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例（平成27年条例第13号。以下「条例」という。）第6条第5号の欠格事由に該当しないことの有無について調査確認されることを承諾します。

(裏)

【注意事項】

1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成27年3月6日制定）に基づく欠格事由の確認以外の目的には使用しません。熊本市がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第56号）の実施機関と定められています。

2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

（1）申請日時点での役員名簿（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条2号イに規定する役員名簿をいう。）上の理事及び監事

3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

(表)
役員名簿及び照会承諾書

熊本市長 宛

年 月 日

所在地	
法人名称	
代表者	

下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例（平成27年条例第13号。以下「条例」という。）第6条第1号エ及び6号に定める項目に該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾します。

年 月 日現在の役員

[illegible]

(裏)

役職	フリガナ 氏名	住所	生年月日	性別

寄 附 金 充 当 予 定 事 業 一 覧

法 人 の 名 称	
-----------	--

事 業 名	具体的な事業内容	実施予 定年月	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	寄附金充 当予定額

初回指定申出時のみ提出

閱覽対象外書類

寄 附 者 名 簿

法 人 名		事 業 年 度	年 月 日 ～ 年 月 日
-------	--	---------	---------------

寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日	備 考
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
		円	・ ・	
合 計		円		

(注意事項)

- ・ 本書式例は条例第4条第2号イの基準について、規則第5条第1号の要件で申出をする場合に使用してください。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります。
- ・ 実績判定期間内の日を含む各事業年度ごとに作成してください。

＜寄附者名簿作成要領＞

- 1 実績判定期間内の日を含む各事業年度ごとに作成してください。
- 2 寄附金等を受け入れた年月日の古い順に記載してください。
(寄附者名簿に記載することができる寄附金等)
 - ・ 寄附金
 - ・ 賛助会費 (※定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費 (対価性が認められない会費) に限ります。)
 - ・ 民間団体からの補助金や助成金のうち、対価性がなく寄附金該当性が認められるもの
- 3 匿名寄附金 (寄附者の氏名又は住所が分からない寄附金) の場合は、「寄附者氏名又は名称」欄又は「住所又は事務所の所在地」欄に「不明」と記載してください。
- 4 1 者からの寄附金が 3,000 円未満の寄附金も漏れなく記載してください。

＜判定基準寄附者について＞

■ 条例第 4 条第 2 号イの基準について、規則第 5 条第 1 号の要件で申出をする場合にのカウン트의対象となる寄附者

- (1) 氏名及び住所が明らかな者
- (2) 名称及び主たる事務所の所在地が明らかな法人

■ 判定基準寄附者としてのカウン트의方法

- ・ 各事業年度ごとに、同一の者 (※個人又は法人) からの寄附金の額の総額が規則で定める額 (3,000 円) 以上である場合は、「1 人」としてカウントします。

例) A さんが令和 2 年度と令和 3 年度にそれぞれ次のように寄附をした場合

(令和 2 年度)

R2. 5. 10 1,000 円

R2. 12. 5 1,000 円

計 2,000 円 → カウン트의対象外

(令和 3 年度)

R3. 5. 10 1,000 円

R3. 7. 10 1,000 円

R3. 12. 5 1,000 円

R4. 2. 5 1,000 円

計 4,000 円 → カウン트의対象

- ・ 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて 1 人としてカウントします。なお、寄附金額については合計金額で判断します。

例) A さんと A さんの妻がそれぞれ 3,000 円ずつ寄附した場合

3,000 円 + 3,000 円 = 6,000 円 → カウン트의対象

※ただし、人数は「1 人」として計算します。

- ・ 当該法人の役員又は当該役員と生計を一にする者は、判定基準寄附者のカウン트から除外します。
(※ただし、寄附をした時点では役員でなかった者については、カウン트의対象となります。)
- ・ 各事業年度において、個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合は、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を「1 人」とみなします。

無償從事者名簿

[illegible]

(注意事項)

- ・ 本書式例は条例第4条第2号イの基準について、規則第5条第2号の要件で申出をする場合に使用してください。
- ・ 実績鑑定期間の日を含む各事業年度ごとに作成してください。
- ・ その活動に概ね半日以上従事し、氏名及びその住所が明らかなボランティアの方を記入してください。
- ・ ボランティアとは、特定非営利活動に報酬その他の対価（食費、交通費等の実費に相当する額は含みません。）を受けないで従事した個人をいいます。
- ・ ボランティアには、貴法人の役員及びその役員と生計を一にする者を除きます。
- ・ 「従事した内容」は従事したイベント名や作業内容などできるだけ簡潔に記載してください。
- ・ 活動内容、従事時間、活動中の写真等、実際にボランティアに従事したことが確認できる書類をご提出ください。